行

政

知



活動資金にご協力ください! 5月は「赤十字運動月間」です

活動資金の

使い道

- ・災害や紛争で苦しむ人々に
- ・青少年赤十字の普及と育成に
- ・人々の生命と安全のために
- ・援護活動を行う看護師の養成に
- ・地域や高齢者福祉のために
- ・赤十字の医療事業の推進に
- ・赤十字ボランティア活動に
- ・輸血用血液の安全と安全供給に

美郷町赤十字奉仕団からのお知らせ

美郷町赤十字奉仕団の各地区担当委員が 社費納入のお願いに伺いますので、 皆さまのご協力をお願いします。

あなたの温かい心が 赤十字の活動を支えています

第10回特別弔慰金のお知らせ

先の大戦で亡くなられた元の軍人、軍属および準軍属 の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、 戦没者等のご遺族に対して特別弔意金が支給されます。

第8回特別弔慰金および第9回特別弔慰金を受給さ れた方々には、順次お知らせを差し上げます。

町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

早朝総合健診が始まりました

社会保険から国民健康保険への切り替えや、転入な どで新たに受診を希望される方は美郷町保健センター までご連絡ください。申込みしている健診日に都合が 合わない場合は、他の健診日でも受診できます。

広報4月号15ページの日程表を参考にお越しくださ ()₀

持ち物・健康保険証・健康手帳・受診通知書

美郷町保健センター ☎ 0187(84)4900

20~40歳女性の皆さまへ

平成27年度より子宮頸がん検診および婦人科超音波検診が 医療機関でも受診できます

12月に実施した町の検診申込み調べにおいて、「医 療機関で受ける」と記載した方には、「統一受診券」を 送付しています。町の検診で受ける、または希望しない と記載した方で医療機関受診を希望される方は、美郷町 保健センターまでご連絡ください。

対 象 者 ■20~40歳の無料クーポン券を持たない女性 (昭和50年4月2日~平成8年4月1日生まれ)

受診期限●12月28日(月)

自己負担額●1,800円

以下の方は無料になります

- ・生活保護受給世帯の方
- ・26年度市町村民税非課税世帯の方

■近隣の実施医療機関

(大仙市) 大曲母子医院・佐藤レディースクリニック・田口医 院・くしま産婦人科医院・大曲厚生医療センター (横手市) いそベレディースクリニック・雄物川クリニック・ 朝日ヶ丘レディースクリニック・平鹿総合病院

美郷町保健センター ☎ 0187(84)4900

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいがある父親または母親を持つ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給されます。

■支給額(平成27年4月分より)

支給内容	支給額 (児童1人の場合)
全部支給	月額 42,000円
一部支給	月額 9,910円~41,990円の間

※ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ○婚姻したとき、または事実上の婚姻状態(内縁・同居・生計同一)となったとき
- ○対象児童を養育しなくなったとき
- ○対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに福祉保健課福祉班に届け出をしてください。

資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。

※偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年 以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある 20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わっ てその児童を養育している方に支給されます。

■支給額(平成27年4月分より)

等 級	支 給 額
1級	月額 51,100円
2級	月額 34,030円

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ○対象児童が施設に入所することになったとき
- ○対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- ○対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給する ことになったとき
- ○受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- ○対象児童や受給者が死亡したとき
- ※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動にかかる費用の一部を 助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方は、下記までご連絡ください。

助成金額●子ども会の規模や事業内容などを審査のうえ 決定します。

①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期限 5月22日 金

助成の条件

次の条件全てに該当すること

- ①子どもたちが中心に企画・立案したもので、ユニー クで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回 らないこと

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特別給付金のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方ならびに 子育て世帯への影響を緩和するため、平成27年度も引き続き臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

支給に当たっては町民税決定後の所得判定が必要となります。詳細については6月上旬ごろに町ホームページや広報等でお知らせします。

5 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

